令和８年（フ）第３１６号
新潟市江南区亀田中島１丁目４番32号
債務者　角木慶太朗
1　決定年月日時　令和８年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３２６号
新潟市東区河渡１丁目３番49号
債務者　野口　真央
1　決定年月日時　令和８年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３２７号
新潟市南区月潟25番地
債務者　長沼　美幸
1　決定年月日時　令和８年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３６５号
新潟市西区大学南１丁目383番地３　ウェブルームトルテ　Ａ－２、前住所新潟市中央区本間町３丁目2665番地　リアライズ西湊町通407号
債務者　石崎　良雄
1　決定年月日時　令和８年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２８号
富山県下新川郡朝日町沼保1305番地
債務者　濵松　莉菜
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
富山地方裁判所魚津支部

令和８年（フ）第２１５号
山梨県笛吹市春日居町別田354番地２
債務者　岡部　志竜
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２６３号
山梨県甲府市上石田４丁目19番３－56号
債務者　林　　育夫
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３７０号
静岡県島田市本通１丁目4624番地　コーポ清水　102号
債務者　榊原　　弘
1　決定年月日時　令和８年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４４７号
静岡市駿河区丸子新田253番地の５　フレグランス竹下Ｂ101
債務者　富永　政光（旧姓岡本）
1　決定年月日時　令和８年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４９８号
静岡市清水区辻２丁目10番17号
債務者　杉山　詞音
1　決定年月日時　令和８年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５０７号
静岡県藤枝市下藪田77番地の２　メゾン・ド・エアリーズ102号
債務者　佐藤　和恵
1　決定年月日時　令和８年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５２２号
静岡県焼津市小土189番地の４
債務者　山中美和子
1　決定年月日時　令和８年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７３号
静岡県富士宮市元城町21番20号　ホワイトパレスＢ102号室、前住所静岡県富士宮市若の宮町931番地
債務者　渡邉　由美子
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第２２３号
三重県鈴鹿市高塚町1451番地の52　さくらさくらホーム高塚、前住所三重県亀山市小野町857番地１
債務者　井上　一夫
1　決定年月日時　令和８年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第８４号
岐阜県羽島市江吉良町江西１丁目15番地　レジデンスタツミ103号室、申立時の住所三重県三重郡菰野町大字菰野2100番地１
債務者　石橋　美香
1　決定年月日時　令和８年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第８９０号
京都府長岡京市井ノ内南内畑26番地
債務者　原本成實こと　崔　　成實
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係